

健 第 1141 号
平成 28 年 1 月 4 日

富山県医師会長 } 殿
各郡市医師会長 }

富山県厚生部健康課長
(公 印 省 略)

西アフリカにおけるエボラ出血熱の終息を踏まえた対応について

日ごろから、本県の感染症対策の推進に種々の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

エボラ出血熱への対応については、平成 27 年 10 月 2 日付け健感発 1002 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知により改正された疑似症患者の定義に合致する患者等を診察された場合について、最寄りの厚生センター等へ情報提供いただきますよう、御対応をお願いしているところです。

この度、ギニアにおけるエボラ出血熱の終息宣言を踏まえ、西アフリカに 21 日以内に渡航又は滞在していたことのみをもって健康監視対象とする対応を取りやめる旨の通知が厚生労働省健康局結核感染症課長からありましたので、貴会員への周知をお願い致します。

なお、疑似症患者の定義は下記のとおりであり、当面の間は本定義に合致する患者等を診察した場合の情報提供について、御対応をよろしくお願い致します。

記

疑似症患者の定義 (H27.10.2 改正後)

38℃以上の発熱又はその他の臨床症状*を有し、かつ次のア又はイを満たす者

ア 21 日以内にエボラ出血熱患者 (疑い含む) の体液等との接触歴 (感染予防策の有無を問わない) がある

イ 21 日以内にエボラ出血熱発生地域**由来のコウモリ、霊長類等に直接手で接触するなどの接触歴がある

*嘔吐、下痢、食思不振、全身倦怠感等

**ギニア、シエラレオネ、リベリア、ウガンダ、ガボン、コートジボワール、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国

感染症・疾病対策班	
担 当	松 崎
電 話	076-444-4513
FAX	076-444-3496